

1	名 称 (予 算 事 業 名)		まちづくり応援補助金											
			予 算 事 業 名		まちづくり応援補助事業費									
			予算事業コード		01690									
2	交 付 開 始 年 度		平成	29	年度	創 設 か ら 9 年度目			3	終 期	令和	7	年度	
4	分 類		事業費補助						5	所 属		地域協働課		
6	根 拠 法 令		鈴鹿市補助金等交付規則、鈴鹿市補助金等交付要綱											
7	事 業 の 目 的 ・ 概 要		市内を中心に活動する市民活動団体及び地域づくり協議会の活動支援補助金を交付することにより、活動のさらなる活性化を図るとともに、行政と協働で行う課題解決のための公益事業を推進することで、市民と行政による協働を促進し、協働によるまちづくりの実現に寄与する。											
8	補 助 対 象 者		市民活動団体及び地域づくり協議会											
	交 付 先 (補 助 対 象 者 と 異 な る 場 合)													
9	補 助 金 額 等	(単位:千円)	補助対象事業費 (A)	財 源 内 訳				補助率 (B/A)	補助対象事業費の繰越額 (C)	補助金に対する繰越金の割合 (C/B)				
				市 補 助 金 (B)	国 補 助 金	県 補 助 金	そ の 他							
		R4年度決算額	2,285	1,281	0	0	1,004	56.1%	0	0.0%				
		R5年度決算額	1,860	1,550	0	0	310	83.3%	0	0.0%				
		R6年度当初予算額	2,606	2,450	0	0	156	94.0%						
		R7年度予算要求額	2,606	2,450	0	0	156	94.0%						
10	補助対象事業費の内訳 (具体的に記載)		市民による公益活動にかかる必要経費 補助対象経費：報償費、旅費、需用費、役務費、使用料・賃借料等											
	補助金等の算出根拠 (具体的に記載)		《まちづくり事業部門ふみだそうコース・そだてようコース》 市民活動団体や地域づくり協議会が実施する事業を対象に、ふみだそうコースは5万円を上限に交付対象経費の10/10以内、そだてようコースは20万円を上限に交付対象経費の9/10以内 で交付する。 《協働事業部門さかせようコース》 市民活動団体及び地域づくり協議会と行政が協働で実施する事業を対象とし、30万円を上限に10/10以内で交付する。											
	増 減 理 由													

(2) 補助金等判断基準

11	総 合 評 価 点	20	12	適 否 の 評 価	継続
13	補助金等の判断基準	評 価 点	評 価 の 理 由		
	必 要 性	5	人口減少や少子高齢化の中、持続可能なまちづくりの実現に向けて、市民活動団体及び地域づくり協議会の細やかな活動は不可欠であるとともに、市民と行政との協働が必要であることから、その活動の活性化を図るためにも資金面の支援は必要である。		
		(減点)			
		0			
	公 平 性	5	特定の団体に対し特権的な恩恵を与えるものではなく、広く市民に向けて公益活動を促すものであり、事業実施により協働の推進及び住みよいまちづくりに寄与するものである。		
効 果 性	5	【評価の理由】 資金援助を行うことにより、市民の公益活動に関する思いを形にするとともに、協働のパートナーである地域づくり協議会及び市民活動団体の活動の活性化につなげることができる。			
		【補助金等の交付により得られる効果・実績・目的の達成状況 (具体的に記載)】 市民による公益活動の具体的な実効性を促進するとともに、事業実施の結果だけでなく、審査等を通じ他団体の取組の学びや交流、活動の向上につながっている。また、本制度は、覚書に基づき、民間事業者から地域貢献型メガソーラー発電事業の売電収益の寄付を受けて実施する補助金制度であり、寄付者の目的にも合致している。			
透 明 性	5	市ウェブサイト等を活用した募集や外部有識者による書類及び公開プレゼンテーション審査による選考、事業報告書の提出及び一般公開の実績報告会の開催など、補助の有効性の検証を行っている。			
		(減点)			
		0			

(3) 終期延長の理由 (終期を延長した初年度のみ記入) 前回終期 令和 6 年度

公益的な活動を行っている市民活動団体及び地域づくり協議会の活動に対する支援を行うことにより、団体の活動のさらなる活性化を図り、鈴鹿市まちづくり基本条例、鈴鹿市地域づくり協議会条例及び鈴鹿市協働推進指針の理念に基づく、市民参加と協働によるまちづくりを推進するために、財政的支援は必要不可欠である。

1	名 称 (予 算 事 業 名)		鈴鹿市自治会連合会補助											
			予 算 事 業 名		自治会団体事務費									
			予算事業コード		00117									
2	交 付 開 始 年 度		昭和	31	年度	創 設 か ら 70 年度目			3	終 期	令和	7	年度	
4	分 類		団体運営費補助						5	所 属		地域協働課		
6	根 拠 法 令		鈴鹿市補助金等交付規則、鈴鹿市補助金等交付要綱											
7	事 業 の 目 的 ・ 概 要		自治会連合会の活動補助。自治会と行政の関係の中で、自治会としての役割を認識し、自治会の自主的活動を推進する。											
8	補 助 対 象 者		鈴鹿市自治会連合会											
	交 付 先 (補 助 対 象 者 と 異 な る 場 合)													
9	補 助 金 額 等	(単位:千円)	補助対象事業費 (A)	財 源 内 訳				補助率 (B/A)	補助対象事業費の繰越額 (C)	補助金に対する繰越金の割合 (C/B)				
			市 補 助 金 (B)	国 補 助 金	県 補 助 金	そ の 他								
			R4年度決算額	2,764	2,000	0	0	764	72.4%	2,719	136.0%			
			R5年度決算額	2,768	2,000	0	0	768	72.3%	2,819	141.0%			
			R6年度当初予算額	4,474	2,000	0	0	2,474	44.7%					
R7年度予算要求額	4,487	2,000	0	0	2,487	44.6%								
10	補助対象事業費の内訳 (具体的に記載)		【役員会費】 旅費20,000円 【総会費】 演台花代、会場使用料、資料印刷代、クリーニング代・消耗品代等 188,000円 【事務費】 消耗品・備品購入等 150,000円 【事業費】 研究諸費100,000円、事業諸費370,000円、活件事業諸費3,020,500円、理事研修諸費200,000円、情報紙作成費300,000円 【諸費】 三重県自治会連合会費138,000円											
	補助金等の算出根拠 (具体的に記載)		上記補助対象事業費の事業が円滑に行われるために、予算の範囲内で事業費の一部を補助する。											
	増 減 理 由													

(2) 補助金等判断基準

11	総 合 評 価 点	10	12	適 否 の 評 価	縮小
13	補助金等の判断基準	評 価 点	評 価 の 理 由		
	必 要 性	5	自治会相互の親睦や交流を深め、連携を図ることにより、市民福祉に協力し、地域の問題を解決している。また、市の開催する各種委員会等に役員が出席し、市政の運営に貢献している。		
		(減点) -10			
	公 平 性	5	自治会連合会の各種事業を活発化することにより、単位自治会の連携及び強化を図り、地域コミュニティの活動を支援している。		
	効 果 性	5	【評価の理由】 市業務全般において、市は自治会と密接に連携しており、健全な自治会運営を支援することにより、市業務の円滑な推進が図れる。 【補助金等の交付により得られる効果・実績・目的の達成状況 (具体的に記載)】 自治会長が調査・研修を行うことにより、単位自治会の強化及び地域での住民自治の活性化に繋がっている。また、三重県自治会連合会へ参画しており、県内各地の地域活性化の事例の共有や、県に対する要望等を行い、市内での地域活動に寄与している。		
年度計画に沿った事業を展開しており、適正な会計処理を行っている。また、会員からの会費を自主財源に充てるなど、財源の確保に努力している。					
透 明 性	5				
	(減点) 0				

(3) 終期延長の理由 (終期を延長した初年度のみ記入)

前回終期 令和 6 年度

現時点で、自治会連合会以外に市全域の単位自治会の連携を図ることのできる組織や機会がなく、当面は自治会連合会の果たす役割が大きいと考えられるため。

1	名 称 (予 算 事 業 名)		自治会集会所建築等補助金										
			予 算 事 業 名		集会所建設費補助								
			予算事業コード		00145								
2	交 付 開 始 年 度		昭和	44	年度	創 設 か ら 57 年度目			3	終 期	令和	7	年度
4	分 類		建設的事業費補助等						5	所 属		地域協働課	
6	根 拠 法 令		鈴鹿市補助金等交付規則、鈴鹿市補助金等交付要綱										
7	事 業 の 目 的 ・ 概 要		自治会が自ら行う集会所の建築、購入及び修繕に対する経費に対し予算の範囲内で補助することにより、地域住民の福祉向上及びコミュニティ活動の推進を図ることを目的とする。										
8	補 助 対 象 者		自治会										
	交 付 先 (補 助 対 象 者 と 異 な る 場 合)												
9	補 助 金 額 等	(単位:千円)	補助対象事業費 (A)	財 源 内 訳				補助率 (B/A)	補助対象事業費の繰越額 (C)	補助金に対する繰越金の割合 (C/B)			
				市 補 助 金 (B)	国 補 助 金	県 補 助 金	そ の 他						
		R4年度決算額	8,178	3,600	0	0	4,578	44.0%	0	0.0%			
		R5年度決算額	20,357	5,825	0	0	14,532	28.6%	0	0.0%			
		R6年度当初予算額	16,086	6,638	0	0	9,448	41.3%					
		R7年度予算要求額	29,398	12,209	0	0	17,189	41.5%					
10	補助対象事業費の内訳 (具体的に記載)		16自治会 事業費 29,397,069円 補助予定額 12,209,000円										
	補助金等の算出根拠 (具体的に記載)		集会所建築等補助対象事業費×1/2 補助限度額 新築・購入6,000,000円 修繕1,000,000円										
	増 減 理 由		自治会集会所の建設及び修繕の計画が年次的に異なるため。令和2年度 (11件) 令和3年度 (11件) 令和4年度 (6件) 令和5年度 (10件) 令和6年度 (12件)										

(2) 補助金等判断基準

11	総 合 評 価 点	20	12	適 否 の 評 価	継続
----	-----------	----	----	-----------	----

13	補助金等の判断基準	評 価 点	評 価 の 理 由		
	必 要 性	5	地域住民自らが自主的に運営、維持管理する施設がコミュニティ活動の場として求められており、施設を整備することがコミュニティ活動の促進に繋がっている。また、緊急避難所や投票所に位置づけられており、施設の維持が必要である。		
		(減点)			
		0			
	公 平 性	5	地域住民が自治活動や福祉活動等、様々な活動を行うにあたり、その拠点施設となっている。		
効 果 性	5	【評価の理由】 適切な施設整備を行うことにより、より健全な自治会活動の推進を図ることができる。また、さらに多くの地域コミュニティ活動となる施設の整備を促進することが期待され、コミュニティづくりの輪を広げることに繋がる。 【補助金等の交付により得られる効果・実績・目的の達成状況 (具体的に記載)】 各自治会における集会所の整備を補助することにより、地域コミュニティの活動を行う場所を確保できる。また、災害等発生時には近隣住民が避難することも考えられるため、整備に対する補助が地域での安心に繋がっている。			
透 明 性	5	交付要綱等に基づき事業計画書の提出から補助金交付に至る手続きを公正に実施し、支払い実績の書類審査及び現地確認を行い執行している。			
	(減点)				
	0				

(3) 終期延長の理由 (終期を延長した初年度のみ記入)

前回終期 令和 6 年度

自治会の集会所は投票所や災害時の緊急避難所に位置づけられている。そのような中、多くの集会所は築年数が経過し老朽化しており、屋根防水など長寿命化を図るための大規模な修繕が必要な状況がある。現存施設を有効に利用するためにも、当面は補助事業を継続すべきと考えられる。